

令和8年3月25日

寄附金税制のあり方について

－令和7年度諮問に対する答申－

日本税理士会連合会
税制審議会

税制審議会委員名簿

本答申の審議に参加した特別委員及び専門委員は次の通りである。

〔 特 別 委 員 〕

(会 長)	中 里 実	東京大学名誉教授、西村高等法務研究所所長
(会 長 代 理)	角 紀代恵	立教大学名誉教授
	井 伊 重 之	産経新聞社東京本社客員論説委員
	井 上 隆	日本経済団体連合会専務理事
	及 川 勝	全国中小企業団体中央会常務理事
	小 幡 純 子	日本大学大学院法務研究科(法科大学院)教授
	加 藤 正 敏	日本商工会議所理事・事務局長兼産業政策第一部長
	川 北 力	野村資産承継研究所理事長、元国税庁長官
	小 松 浩	毎日新聞社元主筆
	佐々木 達 也	読売新聞東京本社編集委員
	鈴 木 正 徳	航空機国際共同開発促進基金理事長、元中小企業庁長官
	田 近 栄 治	一橋大学名誉教授
	田 中 治	大阪府立大学名誉教授
	廣 田 実	全国商工会連合会産業政策部長
	星 野 次 彦	日本損害保険協会副会長、元国税庁長官
	細 溝 清 史	前日本取引所自主規制法人理事長、元金融庁長官
	弥 永 真 生	明治大学会計専門職研究科教授
	吉 村 典 久	慶應義塾大学名誉教授・亜細亜大学経済学部教授

〔 専 門 委 員 〕

(専門委員長)	平 井 貴 昭	東京会
(同副委員長)	上 西 左大信	近畿会
	伊 藤 千 鶴	東京会
	川 島 雅	東京会
	中 村 重 和	東京地方会
	近 藤 雅 人	近畿会
	佐 藤 増 彦	東北会
	黒 柳 龍 哉	東海会

〔 担当副会長・担当専務理事 〕

	加 藤 眞 司	日本税理士会連合会副会長
	相 間 宏 章	日本税理士会連合会専務理事

目次

はじめに.....	1
I. 寄附の概念.....	1
1. 一般的な寄附の概念.....	1
2. 税法上の寄附金の概念.....	2
II. 寄附金税制の沿革と制度目的.....	2
1. 所得税.....	2
2. ふるさと納税.....	2
3. 相続税.....	3
III. 現行制度の概要.....	3
1. 所得税.....	3
2. ふるさと納税.....	3
3. 相続税.....	4
IV. 諸外国の寄附金税制の概要と特徴.....	4
V. 現行制度の課題.....	5
1. 総論.....	5
2. 所得税.....	5
3. ふるさと納税.....	6
4. 相続税.....	6
VI. 寄附金税制のあり方.....	7
1. 総論.....	7
2. 所得税.....	8
3. ふるさと納税.....	9
4. 相続税.....	10
おわりに.....	10

はじめに

わが国では、人口の減少や少子高齢化により、地域社会の担い手が減少し、一部の地域においては経済活動が停滞するにとどまらず、伝統や文化を継承していくことさえも困難になるという事態が生じている。また、国全体でみれば、社会保障費の増大が続くなどの状況に直面している。さらに、社会保障制度だけでは十分に救済できない事例も報告されている。こうした課題は行政の努力だけで克服できるものではなく、国民一人ひとりが主体的に支え合う共助社会を実現していくことが重要である。そのためには、それを支える寄附の拡充が一層重要となる。

税制は、寄附を促す有力な政策手段の一つであると考えられている。今後、民間にも公共的サービスを担う役割を期待するのであれば、その果たすべき機能は改めて検討されるべきである。

当審議会は、令和7年10月21日付日連838号の「寄附金税制のあり方について」の諮問を受け、現行制度の課題を検討した。寄附文化の醸成と共助社会の構築が今求められており、そのためにはふるさと納税を含む寄附金税制の見直しが必要であるというのが当審議会の基本認識である。

本答申は総会6回、専門委員会8回の審議を経て取りまとめたものである。

なお、諮問の趣旨である「共助社会を担う活動への参加の拡大と、そのような活動を支える寄附の充実」という視点に立ち、本答申では、特に個人による寄附行動の促進に焦点をあてている。一方で、法人による寄附行動は公益活動を支える重要な資金源であり、その役割は今後さらに高まると考えられるが、法人が行う寄附は企業規模や税務上の取扱いが個人の寄附とは大きく異なるため、本答申では言及を控えている。法人税における制度設計については、企業行動や財務実務を踏まえた別途の検討が必要である。

I. 寄附の概念

1. 一般的な寄附の概念

寄附とは、個人又は法人が無償で財産を他者に供与する行為を指し、一般には公共又は公益のための拠出又は提供と理解されている。

民法上、寄附の定義は明文で規定されていないが、類似の概念に贈与がある。民法第549条は、贈与について「当事者の一方がある財産を無償で相手方に与える意思表示し、相手方が受諾することによって、その効力を生ずる」と規定している。ただし、寄附は受諾を要しない場合もあるため、贈与より広い概念と位置づけられる。

寄附の本質は「見返りを求めない無償の供与」にあり、寄附者の自由意思に基づく行為である。この自由性こそが寄附の根幹であり、寄附文化の醸成のための重要な要素と考えられる。また、寄附は寄附者が自らの価値観や理念を社会に反映させる手段であり、民主主義社会における市民参加の一形態としても重要な意義を有する。

2. 税法上の寄附金の概念

税法上の寄附金は、昭和 17 年 9 月 26 日付主秘 487 号主税局通牒において「一方ガ相手方ニ対シ任意ニ而モ反対給付ヲ伴ハズシテ為ス財産的給付ヲ謂フ」と定義され、現在まで寄附金の範囲を判断する重要な基準となっている。

わが国の寄附金税制は、寄附金が本来的には事業経費又は損失として認められるべきではないとの考え方を前提としつつ、「政府の手が及ばない公益的活動への資金援助」を促進する観点から、一定の要件を満たす寄附金について所得控除、税額控除又は損金算入を認める仕組みとなっている。

現行の所得税法には寄附金を定義する規定はないが、寄附金控除の対象となる寄附金の範囲が示されており、特定寄附金には国・地方公共団体、公益法人、認定特定非営利活動法人（以下、「認定NPO法人」という。）、学校法人、社会福祉法人、日本赤十字社など公益性の高い団体への寄附が含まれる。

なお、法人税法では、寄附金とは「その名義のいかんを問わず、金銭その他の資産又は経済的利益の贈与又は無償の供与」と規定され、金銭の贈与に限らず、債権放棄、低額譲渡、無償貸付などの経済的利益の供与も含まれる。

II. 寄附金税制の沿革と制度目的

1. 所得税

所得税における寄附金の取扱いは、当初、個人の寄附金には世間的な付き合いなど私的要素が強いとの考えから、事業上不可欠な場合に限り必要経費算入が認められていた。昭和 17 年以降、法人税には指定寄附金制度など公益的寄附への控除制度が導入されたが、所得税では所得の任意処分性が強いことなどから同様の制度は設けられなかった。

昭和 25 年度税制改正では、シャープ勧告を踏まえて、いわゆるみなし譲渡課税制度が創設されたが、昭和 26 年度税制改正では、国・地方公共団体や公益法人等への遺贈又は贈与で大蔵大臣の承認を受けたものは同制度の課税対象外とする特例が設けられた。

昭和 37 年度税制改正では、公共又は公益のための寄附を奨励する特別措置として個人にも寄附金控除制度が導入された。創設当初は税額控除方式であったが、昭和 42 年に所得控除方式に変更された。

2. ふるさと納税

地方分権の推進や地域間格差の拡大、地方自治体の財政難など、地域社会を取り巻く環境の変化を踏まえ、平成 20 年度税制改正により、ふるさとやお世話になった地方自治体に感謝や応援の気持ちを伝えるため、公的な税制上の仕組みとしてふるさと納税制度が創設された。従前、個人住民税における寄附金控除の対象は、都道府県・市区町村、共同募金会、日本赤十字社への寄附に限られていたが、この制度の創設によって、地方自治体への寄附金に係る税制は大幅に拡充された。

ふるさと納税は、地方自治体への寄附を通じて地域活性化や住民サービス向上を図ることを目的とする制度であると位置付けられる。総務省ホームページでは、ふるさと納税制度の三つの意義として、①寄附先を自ら選択することで、その使途を考える契機となること、②生まれ故郷のみならず、お世話になった地域や応援したい地域を支援できること、③自治体が積極的に取組を発信することで寄附を呼びかけ、自治体間の競争が促進されることが挙げられている。

3. 相続税

相続税は、当初、国などに相続財産を寄附した場合にも課税対象とされていたが、昭和 38 年に申告期限までに相続財産を公益法人等に寄附した場合に適用される非課税規定が設けられた。この制度は、相続人が実質的に利益を享受しない財産に課税される不合理を避けつつ、公益活動を支援する趣旨によるものである。

平成 20 年に新しい公益法人制度が施行され、これに併せて同年度税制改正において、財産を遺贈等した場合に相続税が非課税とされる法人の範囲に公益社団法人及び公益財団法人が追加された。また、平成 23 年度税制改正により、認定 N P O 法人への寄附が非課税対象に追加された。

Ⅲ. 現行制度の概要

1. 所得税

居住者は、各年において特定寄附金を支出した場合、その年中に支出した特定寄附金の額の合計が 2,000 円を超えるときは、所得金額の 40%を限度として、その超過額を所得控除額として、その年分の総所得金額等から控除することができる。また、政党等に対する寄附金、認定 N P O 法人等に対する寄附金及び公益社団法人等に対する寄附金については、所得控除に代えて税額控除を選択することができる。

居住者が法人に財産を寄附した場合には、原則として譲渡があったものとみなして所得税が課税される、いわゆるみなし譲渡課税制度が適用される。しかし、公益法人等に対して財産を寄附し、一定の承認要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けた場合には、譲渡所得が非課税となる特例の適用を受けることができる。

2. ふるさと納税

ふるさと納税制度は、納税者が居住している地方自治体に納付する住民税の一部を納税者の選択により他の地方自治体に寄附することができる制度である。「ふるさと納税」と称されているが、寄附先となる地方自治体に制限はない。また、所得税の所得控除と個人住民税の税額控除を設けることで、実質負担を 2,000 円に抑える仕組みとなっている。

地方自治体が条例に基づき独自に実施している返礼品の効果もあり、令和 6 年度の寄

附金の受入額は1兆2,728億円、件数は5,879万件に達しており、寄附額や寄附件数の量的拡大に寄与していると評価する意見もある。

令和6年の能登半島地震では、石川県内のふるさと納税寄附額が県と18市町で過去最高となり、前年比3倍の170億円超に達したと報じられている。また、熊本県によれば、平成28年熊本地震でも寄附額は前年比50倍超の50億円超となっており、民間による災害支援策として有効な手段の一つとなっている。

ふるさと納税制度の適用を受けるには、所得税の確定申告が必要であるが、確定申告が不要な給与所得者等については、平成27年4月1日以降、寄附先が5団体以内であれば、寄附先の地方自治体への申請により適用を受けることができる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が設けられている。

3. 相続税

相続税における寄附金税制は、相続財産を公益法人等に寄附した場合に非課税とする制度であり、公益活動の支援と相続税負担の公平性の確保を目的としている。

相続や遺贈により取得した財産のうち、相続税の申告期限までに国、地方公共団体、公益目的の事業を行う特定法人又は認定NPO法人に寄附したもの、あるいは取得した金銭を同期限までに特定公益信託の信託財産としたものは、相続税の非課税財産とされる。

この非課税措置を受けるには、寄附者やその親族などの相続税又は贈与税の負担を不当に減少させる結果とならないことなど、一定の要件を満たす必要がある。また、寄附先が公益性を失った場合には非課税措置が取り消されるなど、制度の濫用を防止するための措置が講じられている。

IV. 諸外国の寄附金税制の概要と特徴

諸外国の寄附金税制を概観すると、公益性の高い団体への寄附を税制面で支援する枠組みが採用されており、所得税・法人税における寄附金控除や税額控除、相続税・贈与税の非課税措置など、寄附を促進する制度が幅広く整備されている。

寄附金控除の方式を見ると、アメリカとドイツは所得控除方式を採用し、寄附金を所得から控除する仕組みとなっている。一方、フランスは税額控除方式を採用し、高い控除率によって寄附のインセンティブを強めている。イギリスでは寄附者本人が税額控除を受ける仕組みではないものの、ギフト・エイド制度により慈善団体が寄附者の税額相当分を還付請求することができ、実質的には税額控除に近い効果を持つ制度が採用されている。

また、アメリカやフランスでは、個人・法人ともに5年間の繰越控除制度が認められている。

寄附先の範囲については、アメリカは適格団体の範囲が広く、多様な団体が対象とな

る点が特徴である。税制優遇される寄附の受け手は、慈善・宗教・教育等の公益目的に奉仕することを目的として設立・運営され、内国歳入庁に登録された非営利公益組織であり、こうした組織は2019年度には約136万団体あったとのデータがある。

イギリスは税制優遇の対象を国内の登録慈善団体に限定しているが、慈善目的の範囲自体は広い。フランスやドイツも公益性を基準に多様な団体を対象としており、寄附先の選択肢は比較的広い。

これらの諸外国の制度と比較すると、わが国の寄附金税制においては、税制の軽減措置の対象となる寄附先がかなり限定されていること、控除方式が併存していること、繰越控除制度が存在しないことなどが相違点として挙げられる。

V. 現行制度の課題

1. 総論

近時の寄附金税制をめぐる議論の根底に、わが国には諸外国、特にアメリカのような寄附文化が根付いていないという考え方がある。また、ふるさと納税制度は寄附件数等の量的拡大には寄与しているとはいうものの、現行の寄附金税制は、寄附文化の醸成に十分寄与しているとはいい難く、とりわけ、地域の住民やNPO法人が主体となり公共サービスを提供する社会の構築に十分につながっていないとの指摘もみられる。

寄附金税制の課題としては、寄附先の地域的偏在や認定制度の負担が、寄附先の選択肢を狭めていることが挙げられる。公益法人の数は令和6年12月1日現在で9,746法人、認定NPO法人及び特例認定NPO法人は令和8年2月12日時点で1,322法人である。公益法人の場合は、公益認定基準の厳格性や認定申請後の提出書類等の手続が煩雑であるといった理由から申請を躊躇するケースが散見される。また、認定NPO法人等の申請についても、一定程度の厳格性が求められている。このような手続面の課題が、寄附金控除の対象が増えない要因の一つであると考えられる。

内閣府の調査では、寄附を行わない理由として「寄附を行いたいが十分な情報がない」(18.2%)、「手続がわかりにくい」(12.9%)との回答が示されており、必要な情報にアクセスしにくいことが分かる。また、情報発信を含めて、寄附に係る諸手続については必ずしもデジタル化が進んでいる状況とはいえない。

2. 所得税

現行制度は、所得控除方式と税額控除方式が併存していることや、控除限度額の計算が複雑であることなど、仕組みがわかりにくいとの指摘がある。納税者が適切な方式を選択するためには、所得水準や税率、控除限度額など複数の要素を自ら試算する必要があり、税制に関する知識が十分でない納税者にとっては選択が難しい。

所得控除方式については累進税率の下で高所得者ほど効果が大きくなるため、所得階層間の公平性に影響を及ぼすという批判があるが、大口の寄附を促すには高所得者への

インセンティブが必要だと擁護する意見もある。他方、税額控除方式については所得にかかわらず一定の控除効果が得られるものの、控除割合の設定など制度設計上の検討事項が多いとの批判がある。

大口寄附の場合、控除限度額があるため、控除しきれない部分の金額が生ずることがある。このことが寄附のインセンティブを弱める要因となっているのであれば、諸外国で導入されている繰越控除制度の採用を検討する必要がある。

教育・研究・福祉など、長期的な視点で支援が求められる分野においては、単年度の寄附に加えて継続的な寄附も重要である。しかし、現行の所得税における寄附金控除制度は単年度ごとの寄附額に対する控除を基本としており、複数年度にまたがる寄附を奨励する仕組みは設けられていない。

公益法人等に財産を寄附した場合における譲渡所得等の非課税特例については、国税庁長官に対する承認申請が寄附の日から4か月以内又は所得税の確定申告書の提出期限までのいずれか早い時期までに行う必要がある。この期間の短さが手続の煩雑さと併せて制度利用の障害となっているとともに、審査期間が長期にわたるため非課税制度の適用の可否が長期間確定しないことも問題視されている。

3. ふるさと納税

ふるさと納税制度は、寄附の量的な拡大に寄与してきたとの評価がある一方で、制度の目的と運用の間に乖離が生じているとの指摘もある。寄附者が居住地以外の地方自治体へ寄附を行うことにより、居住地の地方自治体の財源が減少し、行政サービスの維持に支障が生じる事例も報告されている。特に、地方交付税の不交付団体では、その影響は大きなものとなっている。

総務省によれば、令和6年度のふるさと納税に伴う地方自治体が負担した経費は5,900億円超であり、そのうち仲介サイト事業者への支払額は1,656億円(寄附総額の約13%)となっている。本来地域の公益活動に充てられるべき資金が外部事業者に流出しており、制度が民間ビジネスに過度に依存している点は、持続可能性の観点から問題がある。

また、ふるさと納税制度は、控除限度額が所得に応じて大きくなるため、高所得者ほど多額の寄附を行いやすく、受け取ることのできる返礼品の額も大きくなる。返礼品はそれぞれの地方自治体の条例に基づくものであるものの、制度の利用による恩恵が所得水準に概ね比例する状況となっており、所得階層間での不均衡を生じさせている。

さらに、一定の額を超える返礼品は一時所得として課税の対象となるが、適切な申告ができる環境を整えなければ、制度全体への信頼を損なうおそれがある。

4. 相続税

相続税の申告書は、相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月以内に提出しなければならないが、非課税措置の適用を受けるための寄附先の選定や手続を行うに

は十分な時間が確保されているとはいえない。申告期限間近に遺産分割協議が行われる事例も少なくないことや、路線価の公表が毎年7月1日であることを踏まえると、申告期限までに寄附を完了させなければならない現行の要件が制度の利用を躊躇させる要因となっていることは否めない。

さらに、非課税措置を受けるためには、寄附先からの証明書類の取得など複数の手続が必要であり、これらの事務が納税者にとって大きな負担となっている。

このように時間的な制約と事務負担が制度の利用を困難としている。

近年、換価代金などの積極財産から負債や経費などを控除した残余金を遺贈するいわゆる清算型遺贈が行われている。清算型遺贈は遺産の処理を前提とする複雑な遺贈形態であるため、法的に複雑な性格を持っており、税務上の取扱いについて判断の困難な事例もある。

VI. 寄附金税制のあり方

1. 総論

寄附は個人の価値観に基づく自主的な所得処分であり、その判断は本来、個人の自律性に委ねられるべきものである。このような理解によれば、寄附による支出を担税力の減少として直ちに税制上考慮すべきではないとする立場には一定の合理性がある。わが国の寄附金税制においては、寄附金は本質的には事業経費又は損失として認められるものではないという考え方が根底にあり、公平性を重視する観点から、税負担の減少について制限的な対応を続けてきたといえる。

一方で、寄附金税制には、公益活動を補完し資金援助を促すという政策的意義がある。また、寄附を通じて民間の力を公益領域に呼び込む仕組みとして、税制が果たし得る役割は小さくない。

この役割を踏まえると、寄附金税制の設計にあたっては、公益的活動の促進と税収減少による行政サービスの低下との関係を丁寧に検証しつつ、適切な均衡を図ることが重要である。諸外国においても一定の寄附金税制が整備されていることを踏まえれば、わが国においても、公益活動の促進に資する寄附については、公平性を損なわない範囲でインセンティブをより一層付与することを認め、公益増進に資する制度としていくことが妥当である。

なお、寄附文化は、歴史・文化・宗教・税制・社会情勢など多様な要素によって形づくられるものと考えられる。わが国でも、神社仏閣への寄進や祭礼への協賛、災害時の義援金など、統計に表れにくい寄附行動が受け継がれてきている。他国との表面的な比較で寄附文化の醸成の程度を議論することは適切ではない。

長年培われてきたこうした寄附文化を踏まえつつ、公益活動の促進に資する寄附を広げていくためには、手続面を含めた寄附金税制の簡素化、寄附先の透明性の向上、寄附者が信頼できる情報にアクセスできる環境の整備など、制度面の改善が重要な役割を果

たすと考えられる。

また、寄附金税制を拡充していくうえで、寄附先のガバナンスの確保も必要である。税制優遇は寄附先の信頼を前提としており、第三者による監査の導入など、寄附先の内部統制の強化がより一層求められる。

税制上の優遇策を措置するという観点からは、公共性、公益性といった認定基準に厳格性が求められるのはある程度やむを得ないが、一方で寄附の受け皿を増やすという観点からは、社会情勢等に応じた認定基準の見直し、手続の合理化及び使途報告の簡素化をより一層進めていくことが重要である。具体的には、寄附先の情報を集約した公的なポータルサイトの整備や、寄附手続に関するデータを地方自治体、NPO法人等及び税務当局が連携できる共通仕様の仕組みを構築することが必要である。これらの環境整備により、寄附者が信頼性の高い情報に基づいて寄附先を選択できることとなり、結果として、寄附文化の定着にも寄与するものと考えられる。また、子育て支援などで地道な活動を行っている寄附先への関心が高まれば、寄附が増加することも期待できる。

寄附金控除の手続の簡素化を進めるうえでは、デジタル技術の活用が不可欠である。特にマイナンバー制度と寄附情報を自動連携させることで、確定申告の手続は相当に簡素化される。

2. 所得税

前述の通り、寄附金控除には所得控除方式と税額控除方式があり、それぞれに課題がある。所得控除方式は、累進税率の下で高所得者ほど控除効果が大きくなるため、公平性の観点から批判が生じやすい。他方、税額控除方式は所得にかかわらず一定の控除効果が得られるものの、控除割合の設定など制度設計上の検討事項も多い。

沿革的には、高所得者の寄附余力を活用して公益活動を支えるという政策意図の下で所得控除方式が採用されてきた。しかし、現在では所得階層間の公平性や制度の簡素化、寄附の裾野を広げることがより重視されている。

現行制度では両方式が併存していることが、利用者にとって分かりにくいものとなっており、制度全体の複雑さを招いている。制度の簡素化を図る観点からは、いずれかの方法への統一を求める意見もある。しかし、寄附文化の醸成という視点からは、いずれの方法にも一長一短があり、当面は現行制度を維持しつつ、引き続き検討を進めることが適当である。

現行制度では控除限度額が所得金額の40%であるため、寄附をした年に対象金額の全額が控除しきれない場合もある。諸外国で導入されている繰越控除制度は、寄附者は単年度の所得状況に左右されず寄附を行うことができる。これらを踏まえると、大口の寄附を促すために、わが国においても同制度を導入することが適当である。

こうした措置に加えて、寄附文化の一層の醸成のために、長期にわたり継続的に行われる寄附を推奨するという観点も忘れてはならない。教育、研究、福祉など長期的な価

値を生む分野への寄附については、例えば、3年以上継続的に寄附をした場合には税額控除の控除率や控除限度額を引き上げるなどの制度を検討すべきである。

公益法人等に財産を寄附した場合における譲渡所得等の非課税制度は、公益寄附を促す重要な制度である。実務上、制度利用の障害となっている申請期間を延長するとともに、対象法人や承認要件をより分かりやすくするなどの見直しが必要である。さらに、譲渡所得等を非課税とする以上は、ある程度厳格な審査が必要であるが、期間の延長に併せて、事前に特例の適用の可否を確認できる仕組みを設けることが望ましい。

3. ふるさと納税

ふるさと納税制度は、一部の自己負担はあるものの、基本的には個人が居住地に納める住民税を他の地方自治体に付け替えるだけの制度であり、他の寄附金制度とは法的性格が異なるとして否定的にとらえる意見がある一方で、住民による地方自治体への監視機能が働くことから、地方自治体が自らの自治のあり方を問い、進化させる契機となる有効な制度であるとの意見もある。また、出身地やお世話になった地方自治体に対して感謝や応援の気持ちを伝える制度として有効であるとの意見もある。このように、ふるさと納税についての評価は分かれている。

ふるさと納税制度に対する否定的な意見に対処するため、総務省は複数回にわたり制度改正を行ってきた。直近では、令和7年6月24日付通知において、①広報目的基準の明確化、②付加価値基準の算定方法の明確化、③返礼品調達費用の妥当性確保、④募集費用の透明性向上、⑤返礼品確認事務の効率化の5点が示され、制度運用に係る改善が進められている。しかし、これらは部分的な改善にとどまり、根本的課題の解消には至らないという厳しい指摘もある。引き続き不断の見直しを進めていくことが重要である。

しかしながら、現行制度の性急な改正は、寄附を受け入れてきた地方自治体に大きな混乱を招くおそれがある。このため、当面は制度を維持しつつ段階的に改革を進めることにより、最終的には寄附文化の醸成につながる制度へと転換していくことが望ましい。

特に、ふるさと納税制度による災害時の迅速な被災地支援の実績は、返礼品に依存しない寄附の可能性を示したと評価することができる。災害時には返礼品がなくても寄附が大幅に増加することが確認されており、平時とは異なる動機が働いている。普段は寄附を行わない者であっても、「困っている地域を助きたい」という共助の精神が発揮されたものと考えられる。こうした特性を踏まえ、災害寄附については現行制度を活用しつつ、迅速性を高めるための運用を検討すべきである。

令和8年度与党税制改正大綱が示したように、「税制上の控除を利用して集められたふるさと納税の寄附は、まさに公金」であり、住民サービスの充実や地域振興のために活用されるべきものである。したがって、地方自治体の区域外に流出するポータルサイト事業者などの外部事業者への手数料等については、制度の健全性を確保する観点から適切な歯止めを講じる必要がある。

また、この大綱には、「健全な運用に向けた見直しを行い、制度導入時の崇高な理念の実現に向けた改正を行う」とした上で、当面の措置が示された。具体的には、特例控除額の控除限度額について、個人住民税所得割額の2割であったものを、同割合と193万円とのいずれか低い金額とするもので、制度改革の第一歩として金額基準を設定したことは評価できる。しかし、給与所得の収入金額に換算すると約1億円に相当する金額であることから、その水準は必ずしも適切なものといえず、さらに引き下げていくことが望ましい。

同時に、返礼品の上限割合をさらに引き下げるなどの措置によって、地方自治体が実施する事業に活用できる寄附金の割合を高めるようにすべきである。また今後は、文化・伝統の継承、観光資源の保全、地域振興イベントなど、返礼品に依存しない寄附募集を進め、制度の本来の理念に沿った運用を行っていく必要がある。

ふるさと納税制度のあり方については、その実際の利用状況や制度が果たしてきた役割を踏まえ、地域間の財政格差の拡大などの課題を丁寧に検証し、寄附文化の醸成につながる制度として存置すべきであるというのが当審議会の結論である。適時、健全な運用に向けた見直しを行い、制度導入時の理念の実現に向けた改正が行われることを期待したい。

4. 相続税

相続財産を公益法人等に寄附する場合、寄附先の選定や手続に時間を要し、申告期限内に寄附を完了できないケースも多い。こうした実状を踏まえれば、申告期限後であっても一定期間内の寄附について更正の請求を認める制度を検討することは合理的である。これにより、公益目的の寄附を促進するとともに、納税者の柔軟な意思決定を支援することが可能となる。

遺贈寄附は、個人が財産を通じて社会に貢献する重要な手段であるが、現行制度では手続の煩雑さが大きな障壁となっている。寄附を促すためには、遺言書の作成支援、手続の標準化、専門家による相談体制の整備など、制度全体の利便性を高める支援策が必要である。

また、遺贈寄附の担い手を広げる観点から、制度の存在と意義を社会的に認知させるための取組が不可欠である。行政、専門家団体、公益法人等が連携し、相続や遺言の検討段階で遺贈寄附を選択肢として提示するなど、情報提供と啓発を計画的に進めていく必要がある。

おわりに

これまでの寄附金税制に、公共又は公益のための寄附を奨励する効果があったのかと問われれば、ふるさと納税を除けば、現状では否定的な答えにならざるを得ない。ふるさと納税に関しても、今後返礼品の割合が引き下げられる等の措置が講じられれば、そ

の利用が急激に減少する懸念もある。

そもそも寄附金税制は、寄附を促進するための重要な制度であるが、寄附は個人の自由意思に基づく行為であり、個人の自由な判断に国等が積極的に関与すべきではないとの前提の下では、寄附文化の醸成を税制上のインセンティブに依拠することには自ずと限界がある。したがって、税制が共助社会づくりに貢献するためには、公平性を損なわない範囲で、既存の制度を丁寧に検証し、より良い制度を一つずつ構築していく必要がある。

わが国の寄附金に係る一般的な課題として、寄附に関する情報不足、手続の煩雑さ、寄附先の公益法人等の数が少ないことが挙げられる。本答申は、これらに対して、①公益認定基準に厳格性が求められるのはある程度やむを得ないとしても、認定基準の見直しやデジタル技術の積極的活用等によって、手続の合理化をより一層進めること、②寄附先の情報を集約した公的なポータルサイトの整備等によって、寄附者が信頼性の高い情報に基づいて寄附先を選択できる環境を整えることを提言している。

次に、寄附金税制の課題に対して、寄附をする者の利便性の観点から、①所得税に関しては繰越控除制度を創設すること、②長期にわたり継続的に行われる寄附を推奨する制度を検討すること、③相続税に関しては申告期限後であっても一定期間内の寄附について更正の請求を認める制度を検討することをそれぞれ提言している。

また、ふるさと納税制度に関して、過度な返礼品競争や過剰な仲介業者への依存を早急に改め、地域間の財政格差の拡大などの課題について丁寧に検証しつつ、寄附文化の醸成につながるような制度として改善していくべきであることを提言している。

付言するに、わが国において、寄附文化が根付いていないわけではない。むしろ、独自の寄附文化が受け継がれてきたといえる。寄附金税制に頼らずに、文字どおり「見返りを求めない無償の供与」を続けてきたこの文化を大切に育んでいくことが重要である。本答申が、より一層の寄附文化の醸成の一助となることを期待したい。

日連 7 第 838 号
(業 1 第 46 号)
令和 7 年 10 月 21 日

税制審議会
会長 様

日本税理士会連合会
会長 太田 直樹

諮 問

貴審議会に下記の事項を諮問します。

記

一、寄附金税制のあり方について

(諮問の趣旨)

人口急減・超高齢社会を迎えたわが国において、人々が豊かさや幸せを感じられる経済社会を築いていくためには、全ての人々がそれぞれの立場でそれぞれの能力を活かすとともに、主体的に支えあう共助の精神によって、活力あふれる共助社会づくりを進めていくことが重要で、そのためには、共助社会を担う活動への参加の拡大と、そのような活動を支える寄附の充実が必要であるといわれています。

わが国における寄附行為は、古くからの慣習として定着しているものの、他国との比較において、寄附文化が十分に醸成されていないとの指摘があります。近年は、ふるさと納税を中心として寄附金の額が増加傾向にありますが、ふるさと納税については、寄附者の居住する自治体の税収減により、特に都心部において必要な政策が充分に行えないという事例が散見されます。

また、現行の寄附金税制は、例えば、支出先に応じた多岐にわたる区分や、一部の寄附金については所得控除と税額控除の選択適用が認められているなど、相当程度に複雑化・多様化しています。

一方で、近年、国民の社会貢献に対する意識は高まってきており、社会貢献を目的とした公益法人やNPO法人等への遺贈など、今まで以上に多様な形態の寄附行為が発生することも予想されます。

そこで、社会構造の変化も踏まえながら、現行の寄附金税制に係る問題点を検証し、諸外国の制度を参考にしつつ、時代の要請に即した寄附金税制のあり方を検討していただきたく、貴審議会に諮問します。

以上